

令和3年2月2日通知
令和4年12月28日改正
令和7年1月31日改正

現場代理人の取扱いについて

1 現場代理人の常駐を要しない場合

原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととしているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、大村市工事請負契約書第10条第5項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 大村市工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (5) 1件の工事における請負額が4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合

2 他工事の現場代理人が兼務する場合

現場代理人の常駐義務の緩和に伴い、発注者又は監督員が求めた場合、求める工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことを条件に、以下のいずれかの場合は兼務を可能とする。なお現場代理人は、いずれかの現場に常駐することを原則とする。

- (1) 市内の公共工事（国・県等含む）において、同一の建設業者が、同一の場所又は近接した場所（市内全域又は近隣の市町は概ね10km以内）において施工する場合。ただし、各々の工事において、請負額が4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事、ただし、専任であっても兼務を認めている工事を除く）であること。兼務する工事の件数は、3件までとする。
- (2) 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に関わる工事であって、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）

3 営業所の専任技術者が現場代理人を兼務する場合

営業所の専任技術者は、請負契約の締結にあたり技術的なサポートを行う職務であ

ることから、監理技術者や主任技術者を兼務することはできない。ただし、請負金額が4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）で、次のすべての条件を満たす場合は、営業所の専任技術者が主任技術者を兼務することができるため、現場代理人の常駐義務の緩和に基づき、現場代理人の兼務も認める。

○営業所の専任技術者と主任技術者の兼務が認められる工事の条件

- (1) 営業所の専任技術者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- (2) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (3) 工事現場と営業所がともに大村市内であり、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

4 適用日

令和7年2月1日以降に適用する。